

## 公の施設の指定管理者制度の概要

### 1 制度の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

### 2 制度の概要

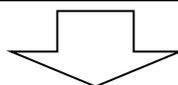
平成15年9月施行の改正地方自治法によって、これまで公の施設の管理運営について、これまでの「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

「指定管理者制度」とは、公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理運営を、株式会社など民間事業者等を含め、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度である。

#### (改正前)管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- 公共団体（土地改良区等）
- 公共的団体（農業協同組合、生活協同組合、自治会等）



#### (改正後)指定管理者制度

出資法人や民間事業者など地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- 指定の手続、業務の具体的な範囲、管理の基準等を定める条例を制定する。
- 個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定する。
- 指定管理者の指定に当たっては、複数の申請者の中から選定することが求められている。
- 指定管理者の指定は、行政処分（指定の取消しや不指定は不服申立て等の対象）である。
- 指定管理者は、施設の使用許可や取消しの権限を行使することが可能である。

### 3 京都市における対応

#### (1) 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定

平成16年3月に指定管理者の指定の手続等を定めた「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定

#### (2) 京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「指針」という。）の策定

平成16年8月に、指定管理者制度を適切かつ円滑に運用するために、京都市の統一的な考え方や手順などの基本的な項目を定める指針を策定

#### (3) 指針の改定

##### ア 平成22年6月における主な改定の概要

- ・本市と指定管理者の役割分担の明確化（施設の修繕費や本市提供の備品の範囲）
- ・市会への説明責任の強化（全応募団体の得点の明示） など

##### イ 平成23年6月における主な改定の概要

- ・外郭団体に派遣されている本市職員などのプレゼンテーションへの参加の禁止
- ・選定委員会における市民公募委員の選任の義務付け など